

令和 8 年度
第 1 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和 8 年 7 月 1 日（水） 18:30～19:30	
出席者	協議会委員	西内会長、田中副会長、大石委員、溝渕委員、利谷委員、窪内委員 公文委員
	健康福祉部	和田部長、島崎副部長、明坂福祉事務所長
	基幹型地域 包括支援 センター	野村所長、宮川副所長、大黒係長、小松主査、谷脇主査、武正主査、岡崎主査補、岡村主査補、
	障がい福祉課	大中課長、黒岩室長、前田係長、竹村主査、西山主査
	健康増進課	井上課長、上甲係長、宮崎主査補
	家庭裁判所	山崎書記官（オブザーバー）
内容	会次第 1 開会 2 委員紹介 3 会長・副会長選任 4 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画 令和 7 年度の事業報告 5 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画 令和 8 年度の事業計画 6 閉会 （基幹型地域包括支援センター 小松） 定刻となりましたので、これより令和 8 年度第 1 回高知市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター小松と申します。議事に入るまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。本日は審議会と協議会の 2 部構成となっております。最初に審議会を 1 時間程度行い、終了次第、協議会に移ります。終了時刻は 20 時 30 分を予定しております。なお、本日、高知弁護士会 皿田委員、高知県精神保健福祉士協会 堀委員は所用のため欠席連絡をいただいております。また、オブザーバーとして、高知家庭裁判所の山崎様にご参加いただいております。続きまして、資料の確認をいたします。令和 8 年度第 1 回高知市成年後見制度利用促進審議会の会次	

第、A3サイズで左上に「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組に対する実績」と記載されている資料、A3サイズで左上に「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組」と記載されている資料、A4サイズで右上に別添1・別添2・別添3と記載されている資料、A3サイズで右上に別添4・別添5と記載されている資料、以上の8種類の資料はございますでしょうか。資料がない方がいらっしゃいましたら、お声をおかけください。また、協議会で使用する資料は協議会の時に確認いたします。それでは、開会にあたりまして、健康福祉部長和田よりご挨拶をさせていただきます。

(和田部長)

皆さま、こんばんは。高知市健康福祉部長の和田でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私共にご多用の中、令和8年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃は本市の高齢者福祉の推進にご尽力をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。昨年度は、委員の皆様の専門的な見地から建設的なご助言を賜り、「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画」の初年度として、着実なスタートを切ることができました。今年度は、計画実行の二年目となります。本日の審議会では、初年度の事業評価に加え、今年度の取組案をお示しさせていただきます。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきますとともに、各取組の実行のため、お力添えをいただければと存じております。なお、今年度は委員の改選の年に当たります。長年、お力添えをいただいております委員の皆様、また、今回、新たに委員を務めていただく委員の皆様と一緒に、本事業を前進させてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。本日は、夜間かつ長時間の開催となり恐縮でございますが、皆様の活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)

ありがとうございました。今年度は委員改選年に当たります。会次第1ページの委員名簿に沿って、事務局より委員の所属団体とお名前を紹介いたしますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。高知県司法書士会 大石崇之委員。

(大石委員)

高知県司法書士会の大石です。この会の参加は初めてでして、前任が土居委員ということで、非常に顔が広くて知識も豊富というハードルが上がりまくった状態で参加しておりますけれども、少しでも皆さまのお力になれるようにできればと思います。よろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)
高知県行政書士会 田中俊次委員。

(田中委員)

高知県行政書士会の田中と申します。昨年、途中から参加させていただいておりまして、一応二期目になりますので、少しでもお力になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)
高知県社会福祉士会 溝渕由記委員。

(溝渕委員)

高知県社会福祉士会の溝渕です。委員は前年からの継続になっております。また、引き続き、少しでもお力になれるよう努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)
高知県介護福祉士会 利谷大輔委員。

(利谷委員)

高知県介護福祉士会の利谷と申します。昨年に引き続き、委員の方をさせていただきたいと考えております。私の方も勉強不足な点もあって、質問等も的を得ていないこともあったりするかもしれませんが、協力できる範囲で協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)
高知市手をつなぐ育成会 窪内智一委員。

(窪内委員)

高知市手をつなぐ育成会から参りました窪内です。昨年に引き続きまして今年も委員を務めさせていただきます。当事者の団体を代表して参加させていただいておりますが、なかなか私も勉強不足なところがございますので、一緒に勉強しながら啓発活動にもご協力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)
高知市民生委員児童委員協議会連合会 公文康俊委員。

(公文委員)

民生委員児童委員の公文と申します。前回に引き続きまして、今回も委員を務めさせていただきますが、民生委員児童委員として協力できることがあれば精一杯協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)

高知県立大学 西内章委員。

(西内委員)

高知県立大学の西内です。前回に引き続き委員を務めさせていただきます。どういう風な状況になっているか委員の皆さんの意見も聞きながら、私も勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 小松)

委員の皆さま、任期中はどうぞよろしくお願いいたします。次に、本会議の会長・副会長の選任を行います。どなたか立候補はございませんでしょうか。

委員より特になければ、事務局からの提案にて、会長を高知県立大学の西内委員に、副会長を高知県行政書士会の田中委員にお願いしたいと思いますが、お構いないでしょうか。

<異議なし>では、お手数ですが、西内会長、田中副会長には、前方の会長・副会長席に移動いただきたいと思います。本日の審議会ですが、情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。それでは、ここからは西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。西内会長よろしくお願いいたします。

(西内会長)

会長に選任いただきました西内です。副会長の田中委員さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進めたいと思います。次第の4番と5番がございますけども、4番が第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画令和7年度の事業報告、同じく5番が令和8年度の事業計画となっております。先ほど健康福祉部長からも説明がありましたが、第二期基本計画の途中でございますので、この二つ議題につきましては関連しますので、事務局の方から続けて説明をいただいた後、委員の皆様からご質問、ご意見いただくようにしたいと思います。それでは事務局からお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

皆さま、いつもお世話になっております。基幹型地域包括支援センターの武正と申します。第二期計画の初年度にあたります令和7年度の実績報告をさせていただきます。

座って失礼します。

まず、A3 横長の資料で左上に「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組に対する実績」と記載されている資料をご覧ください。こちらの資料、一番右側に取組評価について記載しておりますが、「A が順調である」、「B が概ね順調である」、「C があまり順調でない」で各項目について評価をしております。

なお、第二期計画で重点的に取り組んでまいります「制度の啓発」や「意思決定支援の啓発」、それから新たな取り組みであります「受任調整会議」や「後見人支援のためのアンケート調査の詳細」に関しては、A4 資料で右上に「別添 1」と記載されている資料を用いて説明いたします。

それでは、第二期計画の実績の資料に戻っていただきまして、まず、基本目標の（１）成年後見制度の普及促進についてですが、こちらに関しては、説明内容が重複しますので、後ほど、「別添 1」の資料で説明いたします。

2 ページに移りまして、基本目標（２）成年後見制度の利用支援についてです。円滑な市長申立ての実施についてですが、市長申立てによる成年後見制度の利用支援に関しては、市長申立てが必要なものについては、随時申立てを行っております。令和 7 年度の市長申立て件数は高齢者 40 件、知的障がい者 2 件、精神障がい者 2 件、合計 44 件となっております。また、参考までに、令和 4 年度から令和 6 年度の件数も記載しております。

次に、成年後見制度の費用助成についてですが、令和 7 年度の報酬助成件数は高齢者 13 件、知的障がい者 0 件、精神障がい者 1 件となっております。こちら参考までに令和 4 年度から令和 6 年度の件数を載せております。次に、②国の動向等を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討についてですが、今後も国の動向に留意をし、国の動向を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討を行っていきたいと考えております。

市長申立てと報酬助成に関しては、必要な方に随時対応しており、また、様々な事情で市長申立てや報酬助成が必要となる方が対象となるため、数字等で計れるものではなく、評価しがたい部分もありますので、この二つについては評価しておりません。

次に、中核機関の受任調整会議の開催についてです。こちらに関しては、後ほど、「別添 1」で説明いたします。なお、受任調整会議に諮ったもの以外にも、中核機関には、法定後見 7 件、任意後見 13 件の調整依頼があり、専門職に受任した件数としては、法定後見 6 件、任意後見 13 件となっております。次の受任調整の支援に関しても、後ほど「別添 1」で説明いたします。

次に新たな担い手の参画についてですが、①市民後見人育成研修の開催については中核機関が 4 回実施をしております、開催内容は記載のとおりとなっております。

②市民後見人の活躍の機会を創出するための協議及び検討についてですが、こちらは高齢者の市長申立ての事例で 1 件、市民後見人の活用を検討しておりましたが、市民後見人の活躍の機会の創出には至りませんでした。今後は市民後見人と専門職による複数後見も含めて、市民後見人の活躍を検討していきたいと考えております。

次に、基本目標（３）の包括的な相談支援体制の充実についてです。相談窓口の周知

ですが、基幹型、障がい福祉課、健康増進課の取り組みは、後ほど、別添1～別添3で説明いたします内容と同様のため、省略いたします。

続いて、中核機関が行う総合相談支援体制の整備についてです。①個別相談対応については、相談対応件数が425件、②関係機関等からの相談対応については198件、③司法専門職アドバイザーによる助言については7件、アドバイザーの助言を受けておりまして、内容としては、相続、信託、未成年後見、保険金などについてのアドバイスをいただいています。

次に、中核機関が行う多職種との連携強化についてですが、こちらは令和8年2月に地域連携ネットワーク協議会を開催しております。

続いて、各機関による権利擁護支援についてです。①各機関における権利擁護支援についてですが、それぞれの機関による個別支援において、権利擁護に関する支援が必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた支援につなげてきました。また、消費生活センターとも連携をとっており、この他にも制度の利用の需要がありそうな高知市役所の市民相談センターにも制度の啓発ツールを配布して早期発見及び支援につなげるように努めてきました。②消費生活センターとの連携ですが、消費生活センターに成年後見制度の啓発ツールを配布し、権利擁護に関する支援が必要な方の早期発見、早期支援に努めてきました。また、消費生活センターから地域包括支援センターや障害者を支援している機関へ支援につなげることもあり、件数としてはおおよそ10件程度となっております。また、支援者から消費生活センターへの相談がある場合もあると消費生活センターの方から伺っております。

3ページに移りまして、基本目標（4）権利擁護支援チームの自立支援についてです。中核機関が行う後見人等の支援ですが、こちらは後ほど「別添1」で説明いたします。続いて、困難事例の支援方法の協議に関しては、①②の重層的支援会議の活用や関係機関と連携した支援について、重層的支援会議を活用する事例がなく「評価はなし」としております。次に、多職種による権利擁護支援チームの支援についてです。①各機関の強みを生かした権利擁護支援チームの支援体制の構築ですが、後ほど説明いたします、後見人等へのアンケート対象者以外の方にも5名の方に16回後見人支援を行い、この中で支援体制の構築もしております。②各機関の地域連携ネットワーク協議会への参加についてですが、こちらは1回開催しております。③困難事例の支援方法の協議についてです。こちらは、困難な事例があった場合に地域連携ネットワーク協議会を開催していくようになりますが、事例がなく協議はしておりません。

次に、基本目標（5）意思決定の普及促進についてです。基幹型の市民向けの普及啓発、障がい福祉課、健康増進課の支援者向けの普及啓発ですが、こちらについても、後ほど、「別添1・別添2・別添3」で説明いたしますので、省略させていただきます。続いて、中核機関が行う市民及び支援者向けの普及啓発についてですが、こちらは令和8年2月11日に意思決定支援研修を開催しております。

ここから、「別添1」の資料の説明に移ります。A4資料で右上に「別添1」と記載されている資料をご準備ください。「別添1」では基幹型地域包括支援センターより、高齢

者の取組みについて報告を行います。それでは、別添 1 の資料の 1 ページをご覧ください。

(1) 成年後見制度の普及促進 (3) 包括的な相談支援の体制の充実と二つ記載しておりますが、包括的な相談支援体制の充実は相談窓口の周知についてとなっております。制度の啓発と相談窓口の周知は同じ内容で周知をしていくとしておりましたので、まとめて説明いたします。

基幹型の市民向けの普及啓発では、普及啓発ツールを 18,448 部配布することができました。配布先については、右の表にあるとおり、様々なところで周知することができました。各地域包括支援センターではいきいき百歳体操の会場や認知症カフェなどの地域活動の場で啓発を行い、基幹型でも出前講座等で啓発を行いました。また、回覧板を活用することで高齢者の方により多く届けることができ、敬老会の時期には民生委員の皆様にご協力いただき啓発ツールを配布いただくことができたため、このように多くの部数を配布することができました。様々な方に見ていただく機会が増えたのではないかと考えております。

次に 2 ページをご覧ください。こちらはあかるいまち令和 7 年 6 月号に掲載した成年後見制度についての記事と高知市基幹型地域包括支援センターのホームページに掲載した成年後見制度リーフレットになります。あかるいまちに掲載したことで、市内全戸に普及啓発を行うことができました。

続いて 3 ページをご覧ください。高知市公式 LINE による情報発信を 1 回 (令和 8 年 2 月 10 日)、高知市役所の本庁正面玄関入口及び地下駐車場入口にある電光掲示板への掲載を 1 回、リコネットによる情報発信を 1 回行いました。

次に 4 ページをご覧ください。支援者向けの普及啓発ですが、2 回研修会を実施しました。ケアマネジャー向けの研修会については、基幹型ケアプランセンターのケアマネジャー 19 名に対して、成年後見制度についての説明や想いをかなえるノートについての啓発を行いました。もう一回は高知西病院にて高齢者虐待と成年後見制度についての研修会を実施し、26 名の方に参加していただきました。

次に 5 ページをご覧ください。こちらは中核機関の多職種による普及啓発の連携支援ですが、表のとおり、税理士会・地域包括支援センターと共催し、5 回啓発活動を行っております。

続いて 6 ページをご覧ください。成年後見制度の普及啓発ツールの作成ですが、こちらの啓発ツールを 55,000 部作成しております。

次に 7 ページをご覧ください。ここからは各専門職団体が取り組まれた成年後見制度の啓発活動になりまして、こちらは弁護士会による啓発活動です。成年後見制度の啓発を年間 3 回行っておりまして、後見・相続・遺言等に関する相談会や高齢者・障がい者を対象にした電話相談、地域包括支援センターに対しての法的助言が通年行われております。

続いて 8 ページをご覧ください。まず、行政書士会コスモスによる啓発活動についてです。個別の無料相談を実施しておりまして、その他にも成年後見制度のクリアファイ

ルを作成し配布されております。それから成年後見制度も含めた無料相談会の開催も行っています。次に、司法書士会と社会福祉士会との啓発活動ですが、2つの会が合同で、遺言と成年後見制度をテーマに講演会及び相談会を実施しております。

次に9ページ(2)成年後見制度の利用支援をご覧ください。ここからは受任調整会議についてです。受任調整会議は複合的な問題により後見人等の候補の選任が困難な場合及び市民後見人を選任する場合について、多職種間で協議し、本人の状態に応じた適切な後見人等の候補の選任及び複数後見等の選任形態について、その適否を判断することを目的としております。多職種が参加する受任調整会議は1月及び3月の2回開催し、候補者の選定を2件行い、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会の法人後見担当と日常生活自立支援事業担当者に参加いただきました。なお、審議会の委員であります、大石司法書士、田中行政書士、皿田弁護士には1回目の受任調整会議に参加いただきました。

続いて10ページをご覧ください。こちらは受任調整会議の振り返りになります。1～2回目ともに、複合的な問題により後見人等の候補の選任が困難な事例でした。専門職それぞれの目線で意見を出していただくことで、各専門職団体が後見人等を担うにあたっての強みや課題を共有することができ、また、現状の整理、後見人等に求められる後見活動及び今後の方向性、支援における留意点を専門職団体に検討することで、どの専門職団体が後見人等の候補者に望ましいか、参加者全員で考えることができました。一方で、受任調整会議で候補となった専門職団体が、会議後の内部検討によって受任を辞退するケースが二度ありました。その結果、中核機関と事例提供者が改めて後見人選任の調整を行わなければならない状況が生じました。

A3資料で右上に「別添4」「別添5」と記載されている資料をご覧ください。こちらは受任調整会議で実際に使用している資料になります。当初、別添4の資料の右下部分にあるとおり、受任調整会議シートの中に「候補(案)」及び「候補(案)とした理由」の欄を設けていましたが、参加する専門職団体が何ができるか擦り合わせ、参加者全員で候補者を検討する会であるため、当該欄を別添5の右下部分にある資料のとおり「後見人等に求めること」「チーム支援体制」に変更しております。

次に11ページ(4)権利擁護支援チームの自立支援をご覧ください。中核機関が行う後見人等の支援として、市長申立てにより後見業務を行っている後見人等にアンケート調査を実施しました。63名にアンケート調査を実施し、アンケートの回答があった方は43名、未回答が13名、郵便が届かなかった方が7名となっております。また、アンケートで回答があった方のうち、困っていることがあると回答した方が13名、困っていないと回答した方が30名でした。

続いて12ページをご覧ください。こちらは、「困っていることがある後見人等の困り事」の結果になります。後見人等が困っていることで多かったのは「家族関係」、「関係機関との調整」となっています。その内容としては死後事務等において親族の連絡先等が必要となるが親族の連絡先が不明、虐待や親族間での対立により家族関係のトラブルがある、というものでした。次に「資産の処分・管理」、「意思決定支援」、「今後の支援

方針」、「虐待者の対応」が困り事として多くなっています。資産の処分・管理について困っていると回答があったのは本人が所有している土地や家屋の処分に困っているという内容でした。意思決定支援や今後の支援方針に困っていると回答しているのは、家族がいなかったり、家族との関係性が希薄であるため意思決定支援に困っていたり、支援方法に悩んでいることが多い状況にありました。また、虐待者の対応については、虐待していた娘にも生活課題があり金銭援助を求められるが、後見人として本人の財産を守る役割と本人の親として娘にしてあげたいという思いに応えたい気持ちからジレンマを抱えているというものでした。「事務負担」、「その他」の困り事としては、「市長申立ての際、基本的には二親等までの親族調査のみで申立てをするため死後事務等に親族を把握するのに困難である」、「高知市では市長申立てしたものについてしか報酬助成が受けられないため報酬助成対象者の拡大を希望する」、といった意見がありました。

13 ページをご覧ください。こちらは、「中核機関に支援してもらいたいこと」の結果になります。「支援不要」を除き、中核機関に求められている支援について最も多くなっていることは「専門職や関係機関を交えた支援方針の検討」、「その他」でした。「その他」の内容としては市長申立ての親族調査に関することや報酬助成の対象拡大の希望のことであり、高知市への運用や施策についての意見でした。この他、このようなアンケートがあることで後見人等が相談できる機会があることが良いといった意見もありました。

続いて 14 ページをご覧ください。こちらは、アンケート調査にて「困り事がある」と回答された方への支援方法・支援結果になります。困り事があると回答された後見人等に対し、中核機関が全件電話で聞き取りを行い、対応方法の助言を実施しました。既に解決済の相談、現状落ち着いているため支援不要との回答があり、関係機関と連携を要する案件はありませんでした。また、市長申立て以外の困り事に関する相談が 7 件あり、市長申立ての親族調査に関することや報酬助成の対象拡大の希望の意見に対しては、高知市より後見人等へ回答を行いました。今後の方向性として、令和 8 年度も継続してアンケート調査を実施します。困り事がある場合、中核機関が後見人等が抱えている困り事の解決を図るために権利擁護支援チームの形成を支援し、情報共有やケース会等を行うことで、後見人等が孤立しないように支援していきます。

次に 15 ページ（5）意思決定支援の普及促進をご覧ください。市民向けの普及啓発は 2,921 部、想いをかなえるノートを配布することができております。配布先については、こちらの表にあるとおりですが、主には各地域包括支援センターがいきいき百歳体操会場や認知症カフェなどの地域活動の場で啓発し、基幹型も地域共生社会推進課と合同で出前講座をしたり、市民フォーラムなどで配布しております。

続いて 16 ページに移りまして、あかるいまちとホームページへの掲載も行い想いをかなえるノートの啓発を行いました。また、2 月に高知市公式 LINE（2 月 10 日）、高知市役所の電光掲示板で情報発信を行っております。

17 ページをご覧ください。リコネットによる情報発信も行っております。また、計画にはありませんでしたが、令和 7 年の 10 月 1 日の高知新聞に想いをかなえるノートの

記事が掲載されました。想いをかなえるノートについても、あかるいまちや新聞への掲載時には問合せの電話が多かったように感じておりますので、ある一定周知ができたのではないかと感じています。

以上、基幹型地域包括支援センターからの報告になります。続きまして、障がい福祉課より別添２の資料を用いて説明いたします。

(障がい福祉課 西山)

皆さま、いつもお世話になっております。障がい福祉課の西山と申します。私の方から、障がい福祉課の報告をさせていただきます。座って失礼します。

成年後見制度の普及促進及び包括的な相談支援体制の充実のため、市民向けの普及啓発として、知的障がい者やその家族の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする方が安心して利用できるよう、療育手帳の１８歳更新時に成年後見制度のチラシを配布し、相談窓口の周知を行いました。

また、障がい福祉課窓口に成年後見制度のチラシを設置し、相談希望者がいた場合は随時の対応を行いました。

配布実績としましては、令和８年１月から配布を開始し、令和７年度対象者５４名に対し、５月末時点で１２枚配布済みとなっています。

なお、年度の配布対象者数については、県が療育手帳の交付元であるため毎年度末でなければ把握ができないものとなっております。

また、進路相談会等には、分校を含む１３校、延べ９５人の方の進路相談会に参加をしております。特別支援学校の生徒とその家族の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする方が安心して利用できるよう、特別支援学校の進路相談会等で必要に応じて相談窓口の周知に努めました。

①②ともに、周知対象とさせていただいている対象者が１８歳以下と若く、保護者も健在であり、成年後見制度の利用について積極的に考える保護者は少ない印象ではありますが、①②の周知により制度の認知度が向上すると思われますので引き続き１８歳更新時及び進路相談会での相談窓口の周知等を行っていきたいと思います。

次のスライドに移ります。

成年後見制度の普及促進及び包括的な相談支援体制の充実における支援者向けの普及啓発としましては、障がいなどにより権利擁護支援が必要なときに、身近な人が気づくことで相談につながりやすくするため、相談支援事業所の相談支援専門員に対し、障がい福祉課の社会福祉士が研修講師となり、意思決定の重要性や支援の方法、成年後見制度について研修を行い、５３名の相談支援専門員の方に参加いただきました。障がい福祉課では、今年度も支援者向けの研修を予定しており、引き続き、制度の普及啓発に取り組んでいきます。

以上で障がい福祉課の報告を終了します。続きまして、健康増進課より別添３の資料を用いて説明いたします。

(健康増進課 上甲)

いつもお世話になっております。健康増進課の上甲と申します。健康増進課より説明したいと思えます。座って失礼します。

健康増進課では、まず①市民向けの普及啓発として、高知市精神障がい者家族連合会で家族の方を対象に成年後見制度の紹介をしました。

③で精神障害者保健福祉手帳の交付対象者に、成年後見制度を説明するしおりを昨年度2,448件送付しました。②については、精神科病院院内説明会を精神障害者を対象とした普及啓発ということになってたんですけども、昨年度、年度内の開催に向けた調整がつかず未実施ということで、スライドの方に載せておりません。次のページになりますけど、成年後見制度の利用支援については、先ほど説明があったとおりとなっております。支援者向けの普及啓発として、①で障がい福祉課が主催する会を再掲しまして、②の精神科病院の職員に向けた啓発では精神障害者当事者である方と一緒に社会資源の紹介の一つとして成年後見制度の紹介をいたしました。

以上、健康増進課からの報告となります。

(西内会長)

ありがとうございます。今のは次第4になります。続いて次第5になります。令和8年度の事業計画について事務局から説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

基幹型地域包括支援センターの武正です。第二期計画の二年目にあたります令和8年度の事業計画について説明させていただきます。座って失礼します。

資料はA3横長で左上に「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組」と記載されている資料をご準備ください。

先程、会次第4の「令和7年度の事業報告」の資料にて、基本目標(1)～(5)の各項目の取組評価を「A順調である」及び「B概ね順調である」としております。このため、令和8年度の事業計画は令和7年度から変更なく進めていくこととしています。以上、簡単ではございますが令和8年度の事業計画になります。

(西内会長)

ありがとうございました。それでは、令和7年度の実績と令和8年度の計画について続けて説明いただきました。委員の皆さま、ご感想、質問がありましたらよろしく願いいたします。

(大石委員)

令和7年度の実績ですけども、市長申立ての件数が令和6年度から1.5倍位に増えていると思うんですけども、この要因はどういったものであるとお考えなのかということと、高知市の公式LINE登録者数は何人ぐらいいるのか教えて欲しいです。

(基幹型地域包括支援センター 宮川)

市長申し立ての件数が増加している背景としましては、高齢者の方で言いますと、虐待対応で地域包括支援センターの対応する件数が増加しておりますので、それに伴って市長申し立てに移る件数も増えているものだと思っております。LINE の登録者数については、現在約 26,000 件が登録されている状況です。

(溝渕委員)

令和 7 年度の実績で新たな担い手の参画というところで、市長申し立ての事例で 1 事例 市民後見人の活用を検討したが、創出には至らなかったと書かれていまして、市民後見人はどんどん使っていこうということは素晴らしいことだと思いますが、創出に至らなかった理由を教えていただけたらと思います。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

受任調整会議を行う際に三課と中核機関でミーティングをしており、市民後見人はどうかという案件がありましたが、話し合いの結果、今回の案件では市民後見人は難しいのではないかととなりました。令和 7 年度は市民後見人に関わる受任調整会議は行っていないため、このような記載としております。

(田中副会長)

令和 7 年度成年後見制度の普及促進で、障がい福祉課の市民向けの普及啓発については B という評価になっているので、A ではなくて B なのはどうか、何かできないこと、もう少し足りないところがあったのか、そのあたりはどのような評価をされているか教えていただければと思います。

(障がい福祉課 前田)

令和 7 年度は色々と準備がありまして、実際にチラシをお配りさせていただいたのは令和 8 年の 1 月になったので、準備がもうちょっと早かったらよかったのかなというところで B というところにさせてもらっております。

(西内会長)

後見人さんに今回、アンケート、電話での聞き取りをされておりますけども、今後の方向性として、例えば高知市で対応すること、中核機関で対応すること、職能団体でありますけども、それぞれの専門職の団体で何か研修等をやった方がいいとか、困り事に個別性があるのか、ある程度団体のところでフォローができるようなかたちなのか、そのあたり電話の方で詳しいことを聞けていましたら、もう少し教えていただければと思います。

(中核機関 中村)

ご質問の今後の展望というところになりますけれども、アンケート結果が返ってきて、困りごとがあるという方には全て電話でご連絡させていただいておりますが、先ほどの説明にもありましたように、もう既に解決していることが多く、アンケートから市長申立ての相談につながったという件数はない状況でした。やはり、アンケートで困りごとを聞くとタイムリーじゃないというところがあると思っています。先ほど会長がおっしゃられたように、例えばコスモスさんであれば、内部で会員さん同士で話し合いをして解決したりであったりとか、そういったことも起こっておりますので、第二期計画の中で3ヵ年の計画にはなっておりますので、委託元の高知市とはこの3ヵ年アンケート調査をやってみて、今後どうしていくか検討していこうかとの話にはなっております。

(西内会長)

分かりました。ありがとうございます。ということになると、旧年度やっていただいて、今年度も引き続きやっていただいて、中村さんがタイムリーではないとは言いましたが、高知市としてどういう体制で後見人を支えていったらいいのか、もちろん中核機関としてやる分もあるでしょうし、高知市としてやる分もあるでしょうし、職能団体としてやる分もあるでしょうし、そのへんの整理ができると、業務の整理ができるのでいいのかなと思いました。

(中核機関 中村)

中核機関業務のなかにも後見人支援業務がありますので、その中で個々の後見人さんから今こういうかたちで困っているっていう相談をいただく時があります。その相談も先ほど説明がありましたように、関係機関であったりとか、支援者間同士でなかなかうまく連携が取れないとか、紐解いていくのに大変なケースが多かったりしますので、そちらの支援でもいいのではないかなというふうに思っておりますが、このアンケート調査の意義が後見人支援は中核機関に相談するところだよということが、このアンケートによって分かるというところもあると思います。市長申立て案件以外のケースの相談も、アンケートによって入ってきていますので、そういった意味では一つ役に立っているのかなとも考えております。

(田中委員)

今出た話の関連になるかと思うんですけれども、確かに基本的に後見人としてやっていて困っていることがあったら、まずは同僚に聞くっていうのはあるんですけれども、やはり実際対応すると相談された人が相談した人と一緒に、例えば相手さんとお話するのはなかなか現実的に難しいと思います。ですので、そういう時に成年後見サポートセンターの方が一緒に行っていただけたらとか、そういうことも可能なのでしょうか。それが一番現実的かと思いましたので。

(中核機関 中村)

実際に先ほど話にありましたアンケート調査以外の後見人支援の部分の5名16件の後見人支援に関しましては、アウトリーチであったりとか、面会を重ねるとか、そういったことをやっておりますので、そこは業務といいますか対象内になると思っております。それをしないとやっぱり解決しないです。

(中核機関 野村)

専門職の方がすごく福祉的な視点として、中核機関、まあ、社会福祉協議会ですので、こういう方も参加したらいいんじゃないだろうかと、協議の中にお伝えしたりとかいうかたちで、お手伝いできることもあるかと思いますので、気軽にご相談いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(西内会長)

事務局の評価としましては、順調である、概ね順調である、っていうのは令和7年度の実績でございました。まあ、一部評価できないような項目もございますけれども、令和8年度につきましてはその評価も踏まえまして、引き続き計画の実施を進めていただければと思います。

以上をもちまして、令和8年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会を終了したいと思います。委員の皆さま、どうもありがとうございました。

(基幹型地域包括支援センター 小松)

以上をもちまして、令和8年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会を終了いたします。引き続き、令和8年度第1回地域連携ネットワーク協議会に移ります。準備ができるまで、今しばらくお待ちください。

【終了】